

全国高等学校総合文化祭開催基準規程『第10条 高総文祭参加資格』について

全国高等学校総合文化祭開催基準規程『第10条 高総文祭参加資格』については、下のようになっています。

記

参 考

公益社団法人全国高等学校文化連盟 定款・諸規程集の17頁

(平成24年9月25日付配布済み)

全国高等学校総合文化祭開催基準規程

第10条 高総文祭参加資格

参加者は都道府県高等学校(芸術)文化連盟に加盟し、都道府県高等学校(芸術)文化連盟会長から推薦された高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部、高等専門学校第3年次までの生徒並びに専修学校及び各種学校の修業年限が高等学校と一致している生徒で、当該部門の参加要項により全国大会参加の資格を得たものとする。

ただし、上記によらない生徒の参加については、本連盟会長と開催地実行委員会会長が協議し決定する。